

ID: 245

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町合併処理浄化槽施設条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第153号		
<p>【根拠条文】 (使用料の軽減又は免除) 第15条 町長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日